

一般廃棄物処理業許可証

住 所 曾於郡大崎町菱田1218番地48
名 称 有限会社 そおりサイクルセンター
代表者氏名 代表取締役 宮 地 光 弘
生 年 月 日 昭和40年5月18日

令和7年3月19日付で申請のあった一般廃棄物処理業については、下記条件を付して許可する。

令和7年3月27日

大崎町長 東 靖 弘



記

- 1 種 類 一般廃棄物収集運搬
- 2 取扱区域 大崎町内全域とする。
- 3 搬入場所 資源ごみ：(有) そおりサイクルセンター, (株) 山崎紙源センター大隅営業所
一般ごみ：曾於南部厚生事務組合清掃センター
生ごみ等：(有) そおりサイクルセンター大崎有機工場
粗大ごみ：(有) そおりサイクルセンター, 曾於南部厚生事務組合清掃センター
- 4 許可期間 令和7年4月1日から
令和9年3月31日まで
- 5 その他の条件
 - (1) 職務遂行に当たっては、関係法令、条例の規定を守り、かつ町長の指示に従わなければならない。
 - (2) 町長の承認を受けないで、生じた権利義務を他人に譲渡してはならない。
 - (3) 申請書及び添付書類の記載事項に変更があったときは、一般廃棄物処理業許可証を添えて10日以内に町長に届けなければならない。
 - (4) 毎月分の「ごみ処理状況報告書」を翌月の初めに提出すること。
 - (5) 産業廃棄物の処理を行う場合は、県から処理施設の許可を受けること。